

令和5年度富山県小規模事業者 事業継続力強化補助金

何か起きてからでは遅い！
今のうちに備えましょう。

自然災害の発生に備えて、**事前対策**に取り組む
小規模事業者に対し、必要となる経費を補助します。

大雨に備えて
対策をしたい。

停電しても、業務用
の冷蔵庫や機械を
使えるようにしてく
は。

地震から事業所を
守るために、制震
装置を設置しよう。

積雪荷重から
倉庫を守りたい。



対象要件

	(1)計画策定枠	(2)計画実行枠
補助対象者	県内に主たる事業所のある小規模事業者 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他：20人以下	
補助対象事業	・事業継続力強化計画策定のための 専門家派遣等	・事業継続力強化計画で必要とした設 備の購入、設置、移設 ・訓練の実施
補助率	3分の2以内	
補助上限額	20万円	100万円
	※共同申請の場合は、事業者数×補助上限額。 ただし、上限は520万円。	

対象経費の例

計画策定のための専門家謝金、無停電電源装置、蓄電システム、制震・免震装置、防水シャッター、土嚢、止水版、排水ポンプ、小型除雪機訓練を実施する会場使用料、その他防災・減災に資するもの。

【汎用性や設置義務のあるものは対象外です。】

* 補助対象になるかなど、ご不明なことは事業所の所在する地域を管轄する商工会議所
又は商工会にお問い合わせください。

公募期間

令和5年5月29日（月）～8月4日（金）

※両方の枠を活用する場合、策定枠は6月28日までに申請が必要です

提出書類

◆ 申請書類

(計画実行枠の場合)

- ◆ 経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画
- ◆ 事業継続力強化計画の認定通知書

各様式は、地域の商工会議所、富山県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

スケジュール



注意事項

R6.1.31までに事業の完了（支払いまで）が必要です。
交付決定前にすでに実施している事業、他の補助金の交付を受けて実施した事業は対象外です。

申請先・お問い合わせ先

最寄りの商工会議所又は商工会が窓口です。

申請に必要な書類を郵送等にて提出してください。

(商工会の管轄地域の事業者は、最寄りの商工会にご相談のうえ、県商工会連合会に提出)

※会員、非会員問わず申請可能です。

【富山県商工会連合会】 詳細はホームページをご覧ください。

TEL:076-441-2716 URL:<<https://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/>>